国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十八年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　地図及び簿冊の名称

㈠　平成二十七年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十七年度都市部官民境界基本調査簿案

㈡　平成二十七年度山村境界基本調査図原図及び平成二十七年度山村境界基本調査簿案

㈢　平成二十七年度補助基準点網図及び平成二十七年度補助基準点測量成果簿

二　前項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　茨城県大洗町、埼玉県越谷市、千葉県習志野市、神奈川県相模原市、鎌倉市、静岡県静岡市、沼津市、富士市、焼津市、東伊豆町、西伊豆町、愛知県名古屋市、刈谷市、西尾市、田原市、三重県津市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、川越町、南伊勢町、紀北町、御浜町、高知県室戸市、須崎市、大分県臼杵市、宮崎県宮崎市、延岡市の一部

三　第一項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　富山県立山町、岐阜県関ケ原町、静岡県静岡市、佐賀県みやき町、熊本県御船町、鹿児島県瀬戸内町の一部

四　第一項㈡に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　埼玉県川越市、千葉県東金市、栄町、新潟県燕市、奈良県五條市、高知県高知市の一部

五　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

六　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

七　閲覧場所　第一表及び第二表のとおり

第一表　都市部官民境界基本調査

第一項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
茨城県大洗町、埼玉県越谷市、千葉県習志野市、神奈川県相模原市、鎌倉市	埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号 さいたま新都心合同庁舎二号館 国土交通省関東地方整備局建政部内 電話　〇四八（六〇一）三一五一
静岡県静岡市、沼津市、富士市、焼津市、東伊豆町、西伊豆町、愛知県名古屋市、刈谷市、西尾市、田原市、三重県津市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、川越町、南伊勢町、紀北町、御浜町	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号 国土交通省中部地方整備局建政部内 電話　〇五二（九五三）八五七一
高知県室戸市、須崎市	香川県高松市サンポート三番三三号 国土交通省四国地方整備局建政部内 電話　〇八七（八一一）八三一四
大分県臼杵市、宮崎県宮崎市、延岡市	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号 国土交通省九州地方整備局建政部内 電話　〇九二（四七一）六三三一

第二表　山村境界基本調査及び補助基準点測量

第一項㈠及び㈡に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
埼玉県川越市、千葉県東金市、栄町、新潟県燕市、富山県立山町、岐阜県関ケ原町、静岡県静岡市、奈良県五條市、高知県高知市、佐賀県みやき町、熊本県御船町、鹿児島県瀬戸内町	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課内 電話　〇三（五二五三）八三八四

八　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

九　誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

十　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成28年8月4日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成28年8月18日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第9刑事部2係
2　被告事件名　常習賭博
3　被告人氏名　井村　伸
4　公判期日　平成28年8月22日
5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

現金1,000円（内訳千円紙幣1枚）（平成28年領第4203号符号2）

現金5,000円（内訳千円紙幣5枚）（同号符号3）

現金60,000円（内訳壱万円紙幣4枚、五千円紙幣3枚、千円紙幣5枚）（同号符号5）

現金28,000円（内訳壱万円紙幣1枚、五千円紙幣2枚、千円紙幣8枚）（同号符号6）

現金688,000円（内訳壱万円紙幣63枚、五千円紙幣2枚、千円紙幣48枚）（同号符号7）

現金400,000円（内訳壱万円紙幣40枚）（同号符号8）

現金10,000円（内訳壱万円紙幣1枚）（同号符号9）

現金5,000円（内訳千円紙幣5枚）（同号符号10）

現金516円（内訳百円硬貨4枚、五拾円硬貨2枚、壱円硬貨16枚）（同号符号11）

現金150,000円（内訳壱万円紙幣15枚）（同号符号12）

現金150,000円（内訳壱万円紙幣15枚）（同号符号13）

現金50,000円（内訳壱万円紙幣5枚）（同号符号14）

現金1,400円（内訳千円紙幣1枚、百円硬貨4枚）（同号符号15）

現金1,000円（内訳千円紙幣1枚）（同号符号16）

現金1,015円（内訳五百円硬貨1枚、百円硬貨2枚、五拾円硬貨2枚、拾円硬貨19枚、五円硬貨3枚、壱円硬貨10枚）（同号符号17）

現金89,000円（内訳壱万円紙幣7枚、五千円紙幣1枚、千円紙幣14枚）（同号符号18）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、氏名不詳者が大阪市中央区宗右衛門町5番11号三経16ビル3階において経営するインターネットカジノ店「Ｌａｄｙ　Ｇｏ」の従業員であるが、木村智子、後藤博史及び前記氏名不詳者と共謀の上、同店にパーソナルコンピュータ9台を設置し、常習として、平成28年2月18日頃から同年5月23日までの間、同店において、不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、賭客に1ポイント100円でポイントを購入させて、そのポイントを賭けさせ、前記パーソナルコンピュータを使用して、複数のドラムリールに表示される図柄等の組み合わせにより勝敗を争う方法や、通称「バカラ」と称するゲームにより勝敗を争う方法等で賭博をしたもの。